

## 〈報告事項〉

### 児童福祉法改正に伴う虐待認定の審議会等への報告について

#### 1. 概要

令和7年10月1日に児童福祉法（昭和22年12月12日 法律第164号）が改正されたことに伴い、本市において事業認可を行った事業（放課後健全育成事業、家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業）に従事する者が児童への虐待を行った場合、市長が所管行政庁として状況の確認と虐待の認定を行い、児童福祉審議会等へ報告する必要があります。

#### 2. 対象事業施設

- ・放課後児童健全育成事業(学童事業) 公設民営7施設、民設民営1施設
- ・家庭的保育事業等 公立1施設、民間6施設
- ・乳児等通園支援事業 公立1施設、民間1施設

#### 3. 児童福祉審議会等

児童福祉法第33条の10第3項第3号において、市町村児童福祉審議会を設置する市町村にあつては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者等であらかじめ市町村長が指定する者となっております。

本市においては、児童福祉審議会を設置していないことから、上記2の対象事業施設の児童福祉法による事業認可や子ども・子育て支援法による利用定員を定める場合に意見を聴取している、市子ども・子育て支援推進会議の委員を報告者として指定いたしました。

#### 4. 審議会等への報告事項

- ①通報が行われた保育所等の情報
- ②虐待を受けたこどもの状況
- ③確認できた虐待の状況
- ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤所管行政庁において行った対応の内容
- ⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容

#### 5. 審議会等の役割

- ①審議会等は報告を受けたときは、報告に係る事項について、所管行政庁に対し、意見を述べることができる。
- ②審議会等は、特に必要と認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

## 《参考条文》 抜粋

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

〔被措置児童等虐待〕

第三十三条の十 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

② この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- 一 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業 これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事
- 二 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業又は乳児等通園支援事業 これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長
- 三 里親 次のイ又はロに掲げる里親の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
  - イ 第六条の四第一号又は第二号の規定による登録を受けた里親 当該登録を行った都道府県の知事
  - ロ 第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けた里親（イに掲げるものを除く。） 当該委託をした都道府県の知事
- 四 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長
- 五 認可外保育施設又は指定発達支援医療機関 これらの施設が所在する都道府県の知事
- 六 一時保護 次のイ又はロに掲げる一時保護の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
  - イ 一時保護施設において行う一時保護 当該一時保護施設を設置する都道府県の知事
  - ロ 第三十三条第一項又は第二項の委託を受けて行う一時保護 当該委託をした児童相談所長を監督する都道府県知事

③ この節において、審議会等とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 国の行政機関の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、第三十三条の十五第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから、当該国の行政機関の長があらかじめ指定する者

二 都道府県知事 都道府県児童福祉審議会

三 市町村長 市町村児童福祉審議会を設置する市町村にあつては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて第三十三条の十五第一項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから当該市町村の長があらかじめ指定する者

[審議会等への報告等]

第三十三条の十五 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

② 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができる。

③ 審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日号外厚生省令第11号）

[審議会等への報告事項]

第三十六条の二十九 法第三十三条の十五第一項（法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十三条の十四第一項に規定する一般通告等又は同項の規定による通知の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十第一項に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る事業、里親、施設又は一時保護（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

二 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる被措置児童等の性別、年齢及びその他の心身の状況

三 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因

四 被措置児童等虐待を行つた施設職員等（法第三十三条の十第一項に規定する施設職員等をいう。次条において同じ。）の氏名、生年月日及び職種

五 所管行政庁又は法第三十三条の十六の二第一項に規定する措置実施都道府県知事が講じた措置の内容

六 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容